

第 11-2 号診療記録不開示苦情調査報告書

2012 年 4 月 8 日採択

1. 申立事項

患者 A (女性) 年齢 68 歳(死亡時)
申立人 B (男性、37 歳) 患者との関係 (子)
医療機関の名称 C 病院 代表者名 D
開示請求年月日 2011 年 11 月 21 日
開示されなかった診療記録 (申立時点) 医療記録一式

2. 調査経過

調査日 2012 年 2 月 20 日
医療機関側担当者 カルテ開示担当者 (氏名不明)
調査における対応 不開示

3. 調査方法及び不開示理由

2012 年 (平成 24 年) 2 月 20 日、調査員が訪問日程の調整目的で相手方医療機関に架電したところ、カルテ開示担当者に対応し「当病院は遺族からのカルテ開示請求に応じているものの、本件においては、診療契約を行ったのは患者の娘であること、相談者からカルテ開示請求を受けた際に患者の娘の了承を得ているか尋ねたところ、『了承は得ていない、妹との間でトラブルになっている』旨の回答を得ていること、当病院が民事不介入の立場をとっていることなどを理由に、開示には応じかねる」との回答であった。また、調査員が面会を求めたが、多忙を理由に拒絶された。

4. 正当理由の有無について

個人情報保護法による保護対象は生存個人であり同法では遺族の開示請求権は保障されていないが、厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」では遺族による開示請求にも原則として応じる義務があることが規定されている。ただし、第三者の利益を害するおそれのある場合等拒絶できる特段の事情がある場合には拒否できる旨の規定がある。

この点、本件では遺族のうち一人が開示請求をしているものの、同じく遺族である娘 (診療契約者) の了解がなく、開示によるトラブルも予想されるところであった。

カルテの開示請求に関して共同相続人間の意見の不一致が存在することについては双方に争いがなく、かつ不一致の理由や背景事情については、何ら情報を得ていない。このような状況の中では、相手方医療機関が、厚労省ガイドラインにおける不開示正当事由に該当すると判断をしていることについて、誤りであると断定することも出来ない。

以上のような状況下にあっては、診療記録の不開示について合理的な理由が存在しないと断ずることも出来ないので、開示勧告をすることは差し控えることが妥当である。

よって、本件については医療機関に対する開示勧告は実施しない。

以上